

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年11月7日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	安芸太田町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.akiota.jp/soumu/page_000564.html

執行機関名 安芸太田町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	安芸太田町ひとり親家庭等医療費支給条例(平成16年条例第105号)によるひとり親家庭等の医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	45	
番号法別表第2の項	65	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		安芸太田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第3の項 安芸太田町ひとり親家庭等医療費支給条例(平成16年条例第105号)によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	安芸太田町ひとり親家庭等医療費支給条例(平成16年条例第105号)第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対し、医療費の一部を支給することにより、その保健の向上と生活の安定を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		安芸太田町ひとり親家庭等医療費支給条例・施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	安芸太田町ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第3条
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等に対する受給資格に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	安芸太田町ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第3条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
備考		